

名桜大学後援会

令和 6 年度事業計画

名桜大学と本学学生の家庭との連携を密にし、本学の教育事業及び学生の福利厚生事業を援助するとともに、会員相互の親睦を図る目的で次の事業を実施する。

1. 卒業式関連支援事業

- (1) キャップ&ガウン購入等への支援 (第 5 号関係)
- (2) 卒業記念品購入への支援 (第 6 号関係)
- (3) 卒業アルバム購入への支援 (第 3 号関係)

2. 教育活動支援事業

- (1) 課外活動への支援 (第 2 号関係)
- (2) 大学祭への支援 (第 2 号関係)
- (3) 県外・国外への学生派遣費用への支援 (第 2 号関係)
- (4) 教育懇談会等の支援 (第 1 号関係)
- (5) 1 年次教育研修及び教育活動への支援 (第 5 号関係)

3. 福利厚生支援事業

- (1) 新入生オリエンテーションの支援 (第 5 号関係)
- (2) 新入生スポーツ大会への支援 (第 3 号関係)
- (3) 就職・進学活動学生への支援 (第 4 号関係)
- (4) 学生食堂への支援 (第 3 号関係)
- (5) 後援会広報活動 (第 8 号関係)
- (6) 構内設備の整備 (第 6 号関係)

4. 開学 30 周年・公立大学法人化 15 周年記念事業への支援及びその他、後援会の目的を達成するために必要な事業

- (1) 構内設備の整備 (第 6 号関係)
- (2) その他、後援会の目的達成に必要な事項 (第 8 号関係)

【参考：名桜大学後援会会則（抄）】

(事業)

第 3 条 後援会は、第 1 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 本学と学生の保護者等との連絡に関する事。
- (2) 学生の課外活動の援助に関する事。
- (3) 学生の福利厚生事業の援助に関する事。
- (4) 学生の就職関係事業の援助に関する事。
- (5) 本学の教育事業の援助に関する事。
- (6) 本学施設、設備、備品等の整備に関する事。
- (7) 本学の基金造成および寄付金募集に関する事。
- (8) その他、後援会の目的達成に必要な事項。